

競争的研究費等の運営・管理に関する職務分掌及び決裁規程

第1条（目的）

本規程は、株式会社 Mitate Zepto Technica（以下「当社」という。）における競争的研究費等の運営・管理に関する業務について、責任体系、職務分掌及び決裁権限の基本的枠組みを定めることにより、適正かつ効率的な運営並びに内部統制の確保を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、競争的研究費等の申請、受入れ、管理、執行、確認及び報告に関与するすべての構成員に適用する。

第3条（責任体系の基本）

1. 当社は、競争的研究費等の運営・管理に関し、責任体系を明確にするとともに、相互牽制関係を確保するため、最高管理責任者、統括管理責任者（コンプライアンス推進責任者を兼ねる。）及び研究代表者等を置く。

2. 各責任者の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）最高管理責任者

競争的研究費等の運営・管理に関する最終責任を負い、必要な監督及び最終的な承認を行う。

（2）統括管理責任者（コンプライアンス推進責任者）

運営・管理体制全体を統括し、不正防止計画の策定、実施及び実施状況の確認を行う。

（3）研究代表者等

研究計画の立案及び研究費の適正な使用について責任を負う。

（4）研究支援に関与する者

研究費の管理、事務手続及び関連業務の支援を行う。

第4条（職務権限の原則）

1. 各構成員は、自らに付与された職務権限の範囲内で業務を遂行しなければならない。
2. 職務権限を超える事項については、所定の決裁手続に従い、承認を得なければならない。
3. 職務権限及び決裁区分の具体的運用については、別に定める実施規程に委ねる。

第5条（決裁の基本）

1. 競争的研究費等の運営・管理に関する重要事項については、その内容、金額、影響及びリスクの程度に応じ、適切な決裁権限者の承認を得るものとする。
2. 決裁権限の区分及び手続の詳細は、別に定める実施規程において定める。

第6条（内部統制及び整合性の確保）

1. 当社は、本規程に基づく責任体系及び職務分掌が業務の実態と整合していることを、内部監査その他適切な方法により、定期的に確認する。
2. 組織体制又は業務内容に変更が生じた場合には、必要に応じて本規程を見直す。

第7条（他規程との関係）

本規程に定めのない事項については、研究不正防止に関する基本方針、研究不正行為対応規程その他の関係規程に従う。

附則

本規程は、2026年2月10日に制定し、同日より施行する。

本規程は、2026年2月16日に改定し、同日より施行する。